

に其必要を認めたるにすぎず職工側の要求を味する程度まで認容すべし、

(九) 風紀上制限を認くるは罷人を得ず、

(十) 従来社宅以外の者に対する割賦は一日全額口納を与へたるも職工側の要求より是を見解に更へし(即ち毎月未納者は社内貸付を中止)以上

(十一) 未納者は社内貸付を中止す(十二) 職工側の要求を必要と認めれば認容すべし、

(十三) 罷業者中の或る者を解雇するや否やは現在言明するを得ざるも会社は止むを得ざるをあらざれば解雇は解雇をあたざる方針

休業中の賃額は特別の場合の外支給せず、

會社側の解容は職工を満足せしむるに足らずが會社側の態度の予想外に職工の憤慨を招き、組合は枝光大宮町の北九州機械鉄工組合本部に集会しつゝ、半罷業者の状況を継続しつゝ、同日二十八日に八幡市に於て心を勞働代表鈴木文治の一行を待ちて一大交戦を上演せしむる(連日中)の夜更に巨艦隊の警備は會社方面に集会をこころしつゝ、ある職工を越えて防衛の故を以て同様に検査をこころし午後二時頃釋放せしむる(同日)警察署の内前を去る四、五町の巨艦隊の所より尾行をこころし、ありし同釋會員は同署を去る十四、五町の巨艦隊の所へ来るや更だ兇器を振りかざり職工側を抵抗せしむるも素手では兇器に對すべくもあらざる多数の負傷者を出し遂に白晝亂闘の慘劇